

第18次審査情報提供事例（歯科）

令和2年9月28日提供分

社会保険診療報酬支払基金

審査情報提供事例について

審査支払機関における診療報酬請求に関する審査は、健康保険法、療養担当規則、診療報酬点数表及び関係諸通知等を踏まえ各審査委員会の医学的・歯科医学的見解に基づいて行われています。

一方、審査の公平・公正性に対する関係方面からの信頼を確保するため、審査における一般的な取扱いについて広く関係者に情報提供を行い、審査の透明性を高めることとしております。

このため、平成16年7月に「審査情報提供検討委員会」、平成23年6月に「審査情報提供歯科検討委員会」を設置し、情報提供事例の検討と併せ、審査上の一般的な取扱いに係る事例について、情報提供を行ってまいりました。

今後とも、当該委員会において検討協議を重ね、提供事例を逐次拡充することとしておりますので、関係者の皆様のご参考となれば幸いと考えております。

なお、情報提供する審査の一般的な取扱いについては、療養担当規則等に照らし、当該診療行為の必要性、用法・用量の妥当性などに係る医学的・歯科医学的判断に基づいた審査が行われることを前提としておりますので、本提供事例に示された適否が、すべての個別診療内容に係る審査において、画一的あるいは一律的に適用されるものではないことにご留意ください。

平成23年9月

第18次審査情報提供事例（歯科）

No.	項目	提供事例
62	画像診断	原則として、「摩耗症（A b r）」、「咬耗症（A t t）」、「酸蝕症（E r o）」又は「エナメル質形成不全（E H p）」病名で、歯科エックス線撮影（全顎撮影以外の場合）の算定を認める。
63	手術	原則として、「歯根嚢胞（W Z）」病名のみで歯根嚢胞摘出手術と併せて行った歯根端切除手術の算定を認めない。
64	麻酔	原則として、下顎第一小臼歯に対して伝達麻酔の算定を認める。

6 2 写真診断②

《令和2年9月28日新規》

○ 取扱い

原則として、「摩耗症（A b r）」、「咬耗症（A t t）」、「酸蝕症（E r o）」又は「エナメル質形成不全（E H p）」病名で、歯科エックス線撮影（全顎撮影以外の場合）の算定を認める。

○ 取扱いを定めた理由

歯科エックス線撮影（全顎撮影以外の場合）の画像情報が、硬組織疾患の鑑別診断に有用な場合がある。

63 歯根端切除手術

《令和2年9月28日新規》

○ 取扱い

原則として、「歯根嚢胞（WZ）」病名のみで歯根嚢胞摘出手術と併せて行った歯根端切除手術の算定を認めない。

○ 取扱いを定めた理由

歯根端切除手術は、病巣の発生原因となった歯根端を切除する手術であるため、算定にあたっては、「歯根嚢胞（WZ）」病名に併せて、歯根端切除手術に係る傷病名の記載が適切である。

6 4 伝達麻酔②

《令和2年9月28日新規》

○ 取扱い

原則として、下顎第一小臼歯に対して伝達麻酔の算定を認める。

○ 取扱いを定めた理由

炎症症状等があり浸潤麻酔が比較的奏効しにくい場合は、下顎臼歯部及びその周囲の歯周組織に奏効する伝達麻酔を行うことにより良好な麻酔効果が期待できる。